

令和3年9月30日

定時制の保護者の皆様

県立伊勢原高等学校長

令和3年10月1日以降の教育活動等について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和3年9月30日をもって新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態措置が解除となりました。県教育委員会は、令和3年9月28日付け教育長通知により、令和3年10月1日から10月24日までを「段階的な緩和の期間」として、感染拡大防止対策を徹底しながら通常の教育活動に取り組むこととなりました。

そこで、教育長通知に則り、本校定時制においては、10月1日(金)より通常の授業時間及び時間数で教育活動を行うことといたします。

なお、今後変更のある場合には、改めてお知らせします。

10月1日以降の日課表について

0校時	16:40 ~ 17:25
1校時	17:30 ~ 18:15
2校時	18:20 ~ 19:05
SHR	19:10 ~ 19:15
軽食	19:15 ~ 19:25
3校時	19:25 ~ 20:10
4校時	20:15 ~ 21:00

※これまで、生徒の皆さんには、学校の内外にかかわらずマスクの着用等、感染防止対策の徹底等をお願いしてきましたが、保護者の皆さまにおかれましても引き続きご指導くださるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、何か不安なことや、心配なことなどがございましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。

※裏面に（別紙）「令和3年9月28日付け教育長通知」を掲載しましたのでご確認ください。

問合せ先  
教頭 尾尻  
電話 (0463)95-5968(直通)

(別紙)

【参考】令和3年9月28日付け教育長通知

生徒の安全・安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き感染防止対策の徹底を図りながら対応していく。

- ・当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。ただし、学校の実情を踏まえ、校長が必要と認める場合は、1週間程度短縮授業とすることも可とする。
- ・今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

ア 基本的な対応について

- 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 段階的な緩和の期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続する。

ウ 部活動について

- 段階的な緩和の期間中の部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

エ 学校行事等について

①修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含めて慎重に判断する。

②文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、参加者を限定するなど、感染防止対策を徹底した上で実施する。

※今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。